

平成 30 年 3 月 27 日

沖縄県知事 翁長雄志 殿  
沖縄県環境部環境保全課 御中

## 要 請 書

### 環境基本法及び沖縄特別措置法に基づいて、石垣市白保地域に 速やかに水域類型指定することを求める要請

私たちは、県知事による認定を受けた白保サンゴ礁地区保全利用協定の締結事業者です。沖縄県のホームページで公開されている情報によると、平成 30 年 3 月現在、石垣市における環境基準点は、河川 2 カ所、海域 2 カ所です。河川については、水域類型指定および環境基準点の設定は平成 2 年でそれ以降新たな指定はありません。海域に至っては水質類型の指定および環境基準点の設定は、昭和 52 年にされて以降 40 年以上指定されていません。そこで、私たちが日頃から自然環境の保全と持続的な利用に取り組んでいる白保地域につきまして、以下の水域類型指定と環境基準点の設定を要請いたします。

1. 轟川 水域類型 A
2. 白保東側海域 水域類型 I

#### <要請理由>

1. 県は、法が求めた措置を 10 年以上講じておらず、速やかに措置を行う法令上の義務がある。環境基本法に基づく環境省通達（平成 18 年 6 月 30 日付）「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」によると、類型指定は、「水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のすべて」を対象に行う必要があるとされ、環境省ホームページの「水質汚濁に係る環境基準」には、「生活環境の保全に関する環境基準については、（中略）可及的速かにその達成維持を図るものとする」となっています。また、沖縄県振興特別措置法 第八十四条の三（自然環境の保全及び再生）において、「国及び地方公共団体は、沖縄における自然環境の保全及び再生に資するため、生態系の維持又は回復を図るための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と定められていますが、石垣市においては前述のように、二十年以上、全く指定されていません。

2. 白保地域の自然環境の貴重性と急激に環境負荷が増加する可能性から、環境保全が急務である。

白保地域の水環境は、沖縄県の中でも非常に特殊なものであるといえます。集落北側を流れる轟川は、平成 25 年 3 月 7 日に新石垣空港が開港し、空港からの排水は轟川に排出されていると聞いています。新石垣空港の平成 26 年の利用客数は約 232 万人、平成 28 年の利用客数は約 242 万人を上回り、今後空港の拡張工事の計画も浮上しています。轟川は石垣市の河川の中でも急激に環境負荷が増加している状況にあり、今後も負荷が急激に増加する可能性が高いといえます。海域については、白保集落の東側海域は、サンゴ礁が特殊な発達を遂げていて、南北に長い礁嶺と礁池を隔てる

ワタンジが発達している珍しいサンゴ礁地形が形成されています。また世界最大規模といわれるアオサンゴ群集や巨大なハマサンゴ群体が高密度に分布し、世界的に貴重な環境であるとされており、西表石垣国立公園の海域公園地区に指定されています。加えて、環境省のレッドリスト掲載種（絶滅危惧種）であるアカウミガメ、アオウミガメ、タイマイの三種類のウミガメの産卵が確認されており、世界的に必要と求められているウミガメの保護にとっても非常に重要な海域で、貴重な生態系が成立しています。また、陸域も西表石垣国立公園の第二種特別地域に指定され、陸域から海域への一体的な環境の関係性が保全の対象とされています。私たち事業者は、この貴重な環境を理解したうえで、沖縄振興特別措置法に基づいて、保全利用協定を締結し、平成27年に沖縄県に認定をいただき、自然環境の保全と持続的な利用に取り組んでいます。轟川は、この海域の北側に河口があり、以前から農地からの赤土流出が問題になっていて、河口周辺のサンゴの減少や死滅が報告されています。新石垣空港からの排水による影響については、沖縄県は、新石垣空港整備事業に係る事後調査報告を行っていますが、この報告には、空港からの排水の水質調査項目がなく、轟川流域の水質および河口から海域にかけての水質への影響調査も行われていません。沖縄県は、自然環境の保全に関する指針において、沿岸域は「自然環境の厳正な保護を図る区域」とされていますが、県による具体的な措置は行われていません。したがって、白保東側海域とそこに流入する轟川について、一体となった保全の取り組みを行う前提としてそれぞれの水域類型指定と環境基準点の設定が欠かせない状況になっています。

### 3. 水域類型の指定および環境基準点の設定は、環境保全型自然体験活動の推進に資する。

そもそも環境基準は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境（同法第2条第3項で規定するものをいう。以下同じ。）を保全するうえで維持することが望ましい基準であることから、水域類型指定および環境基準点を設定することは、個人や企業が生活や事業を行う際に、守るべき指標となることはもちろん、沖縄振興特別措置法に定める保全利用協定をむすぶことで沖縄県により認定された事業者が活動する際に、保全すべき環境の客観的な指標になります。

以上

要請者： 沖縄県知事認定 白保サンゴ礁地区保全利用協定 締結事業者

事業者名

住所：

事業者名

住所：

事業者名

住所：

事業者名  
住所

事業者名  
住所

事業者名  
住所

事業者名  
住所

事業者名  
住所

事業者名 :  
住所 :

( 余白 )

印

事業者名 :  
住所 :

( 余白 )

印

事業者名 :  
住所 :

( 余白 )

印

事業者名 :  
住所 :

( 余白 )

印

以上